

大和市告示第70号

大和市産後ケア事業費用助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市産後ケア事業費用助成要綱の一部を改正する要綱

大和市産後ケア事業費用助成要綱（令和2年大和市告示第77号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱は、」の次に「産後に心身の不調がある女子及び」を加え、「のいない母親その他の」を「がいないことその他の事情により」に、「母親の」を「乳児を養育する女子の」に改める。

第2条中「（生後4か月未満の乳児（以下「対象乳児」という。）の母親である者に限る。）」を削り、「あって、」の次に「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもののうち、心身の不調又は」を加え、同条に次の各号を加える。

(1) 次条第2項に規定する通所型を利用する場合 出産（死産及び流産を含み、人工妊娠中絶を除く。以下同じ。）から4月を経過しない女子又は生後4か月未満の乳児を養育する女子

(2) 次条第2項に規定する訪問型を利用する場合 出産から1年を経過しない女子又は生後1歳未満の乳児を養育する女子

第3条に次の1項を加える。

2 産後ケア事業の実施の方法は、通所型（委託事業者が指定する場所に対象者を来所させて実施するものをいう。）又は訪問型（委託事業者が対象者の居宅を訪問して実施するものをいう。）とする。

第4条第2項中「多胎出産」を「当該出産が多胎出産であったこと等」に、「対象乳児が」を「乳児（第2条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する乳児に限る。）が」に、「である」を「いる」に、「の対象乳児」を「の当該乳児」に改める。

第5条第3項中「申請者」を「当該申請者」に改める。

第6条第3項を削る。

第7条中「助成券保有者が」を削り、「不正な」を「不正の」に改め、「とした」の次に「者があつた」を、「一部」の次に「に相当する額」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大和市産後ケア事業費用助成要綱の規定は、施行日以後に申請した者について適用し、施行日前に申請した者については、なお従前の例による。